

# 「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」新旧対照表

改 定	現 行	備考
<p style="text-align: center;"><b>北海道建設部土木関係請負工事監督要領</b></p> <p>(省略)</p> <p><b>(条件等不一致に関する調査、確認)</b></p> <p><b>第16条</b> 工事監督員は、次の各号に掲げるものについて、現場代理人からその事実の確認を請求されたとき又は自らその事実を発見したときは、現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。</p> <p>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。</p> <p>(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。</p> <p>2 工事監督員は、<u>前項</u>の事実の確認後、<u>必要があると認めるときは</u>、速やかにその内容を支出負担行為担当者へ報告し、<u>その指示を求めるとともに</u>、調査結果（措置が必要となるときは当該指示を含む。）を調査終了後14日以内に現場代理人に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>工事監督員は、第1項の調査結果により、第3条第1項第2号の業務を行う場合の指示に当たっては、変更内容に伴う増減額の概算額を記載した工事内容の変更指示書により行うものとし、指示後、速やかにその写しを支出負担行為担当者に提出するものとする。</u></p> <p>4 <u>工事監督員は、前項の指示に当たっては、予算の範囲内においてこれを行うものとし、予算に不足が生じる見込みがある場合は、あらかじめ支出負担行為担当者に確認のうえ、予算の確保が確実な場合にこれを行うものとする。</u></p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><u>出張所長等専決による少額工事に係る監督業務については、この要領を準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>北海道建設部土木関係請負工事監督要領</b></p> <p>(省略)</p> <p><b>(条件等不一致に関する調査、確認)</b></p> <p><b>第16条</b> 工事監督員は、次の各号に掲げるものについて、現場代理人からその事実の確認を請求されたとき又は自らその事実を発見したときは、現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。</p> <p>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。</p> <p>(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。</p> <p>2 工事監督員は、<u>当該</u>の事実の確認後、<u>速やかにその内容を支出負担行為担当者へ報告する</u>とともに、調査結果（措置が必要となるときは当該指示を含む。）を調査終了後14日以内に現場代理人に通知しなければならない。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><u>1 出張所長等専決による少額工事に係る監督業務については、この要領を準用する。</u></p> <p><u>2 総括監督員の決裁については、北海道土木現業所事務決裁細則第11条及び第13条の規定を準用する。</u></p>	<p></p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(削除)</p>